# NEWS LETTER(労働社会保険)

## 今月のトピック

### 副業・兼業について

近年では、働き方改革の実施に伴い、厚生労働省のモデル就業規則では、副業・兼業を原則禁止とする文言が削除されています。

また、副業・兼業に関する裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であり、各企業においてそれを制限することが許されるのは、例えば、

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 業務上の秘密が漏洩する場合
- ③ 競業により自社の利益が害される場合
- ④ 自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合

に該当する場合と解されております。

よって、上のような事項に該当しない場合は、副業・兼業の申し出があった場合には、基本的には企業側は認める方向性で検討することが望ましいです。

#### 副業・兼業の事前届出について

副業・兼業については基本的に会社側が一律に禁止するということは認められにくくなっていますが、事前の届出制をルールとすることについて一般的となっています。

会社が事前に確認すべき事項としては、前述の①~④に該当する恐れがないか、長時間労働により労働者の安全や健康に支障をもたらさないか、36協定の限度時間に影響はないか、労働時間が通算されることにより割増賃金の計算に変更がないか、社会保険や雇用保険の適用関係に変更がないか等があります。

なお、社会保険については2社とも適用要件を満たす場合は2社で社会保険の手続きをすることとなりますが、雇用保険については労働者が選択する1社のみで加入することとなります。

また、労災が発生した際の賃金補償(休業補償、障害補償、遺族補償等)については、以前は災害が発生した就業先の賃金分のみに基づき算定されていましたが、複数就業している者が増えている実状を踏まえ、複数就業者が安心して働くことができるような環境を整備するために非災害発生事業場の賃金額も合算して労災保険給付を算定するように法改正されています。

厚生労働省にて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」があり、詳細はそちらに記載されています。

## ポイント

#### 最低賃金について

毎年10月に最低賃金が見直されますが、令和5年10月は以下のとおり改正されます。

福岡県:941円(令和5年10月6日発効)※従前900円山口県:928円(令和5年10月1日発効)※従前888円

本社が福岡県、支社が山口県の場合、支社に勤務している労働者は山口県が適用されます。